2　競争参加資格

⑴　応募グループの構成

応募グループは、複数の企業により構成されるグループであること。

応募グループは、構成企業から代表企業を定め、応募時に提出する参加表明書に代表企業を明記の上、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

応募グループは、事業者が特定事業を委託により実施する場合には、設計業務、建設業務、及び工事監理業務、並びに開業準備業務、運営業務、維持管理業務及び統括管理業務の各業務を主として実施する構成企業及び協力企業の法人名を応募申請書類に明記すること。ただし、このうち、建設業務、運営業務及び統括管理業務の各業務を主として実施する者については、各業務とも１者以上は構成企業とし、その法人名を応募申請書類に明記すること。

なお、応募グループを構成する企業は、他の応募グループを構成する企業として参加できないものとする。

⑵　応募グループに共通する資格要件

応募申請書類に記載する応募グループを構成する企業のいずれも次の①から⑨に示す参加資格要件を満たすものとする。

①　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

②　参加表明書提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）及び「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止及び取引停止を受けていないこと。

③　ＰＦＩ法第９条に示される欠格事由に該当しない者であること。

④　「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと、及び「誓約書」に誓約できる者であること。

⑥　本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人又はその法人と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。現時点で「本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人」については、次に示すとおり。

・株式会社日本総合研究所
・株式会社山下ＰＭＣ
・有限責任監査法人トーマツ
・西村あさひ法律事務所

⑦　本事業で設置する有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

⑧　他の応募グループとの間に、資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

⑨　国税を滞納している者でないこと。

⑶　代表企業に求める要件

代表企業は、次の①から③に示すいずれかの資格を有する者であること。なお、以下の資格を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

①　令和１・２・３年度全省庁統一の競争参加資格において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格についての令和３・４年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた資格をいう。）の認定を有する者であること。

③　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定める競争参加資格についての令和３・４年度「建設工事」（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた一般競争参加者の資格をいう。）の認定を有する者であること。

⑷　設計業務に携わる企業

設計業務に携わる企業は、次の①から⑦に示す要件を満たすこと。

①　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格についての令和３・４年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた資格をいう。）の認定を受けていること。

上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

なお、建築設備関係業務のみを分担する設計企業は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。

②　「建築士法（昭和25年法律第202号）」第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても上記①及び②を満たしていること。

④　次のアからウまでの要件を満たす設計業務を総括する管理技術者及び管理技術者の下で各業務分野を総括する主任技術者を配置できること。

ア　管理技術者及び総合分野の主任技術者は、設計企業に所属し、直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係）にあること。

イ　管理技術者は、建築士法第２条に規定する一級建築士であり、競争参加資格確認申請書の提出時点において、所定の定期講習を受講していること。

ウ　管理技術者及び各業務分野の主任技術者は、各１名とし、互いに兼任しないこと。

業務分野は次のａ．からｄ．により、設計業務の主たる業務分野はａ．総合分野とする。これら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザイン、その他の独立した専門分野を追加することは差し支えない。その場合は新たに追加する分野の当該部分の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由を明確にすること。

なお、以下の一の業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ａ．総合分野：平成31年国土交通省告示第98号別添第１項第一号ロ⑴及び第二号ロ⑴に示す「設計の種類」における「総合」

ｂ．構造分野：同上「構造」

ｃ．電気設備分野：同上「電気設備」

ｄ．機械設備分野：同上「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」

⑤　管理技術者及び各業務分野の主任技術者は、平成８年度以降本事業の競争参加資格確認申請書の申請期限までの間に、完成・引渡しが完了した新築の建築物の設計（基本設計及び実施設計を含む。）において、以下に示す同種１～同種３のいずれかに携わった実績があること。